

## 65歳より後に老齢基礎年金を受給できるようになった場合の振替加算の取扱いについて

加給年金額の対象者でなくても、65歳より後に老齢基礎年金の受給権が発生した場合に、ご本人又はご遺族の方へ、振替加算をお支払いできる場合があります。

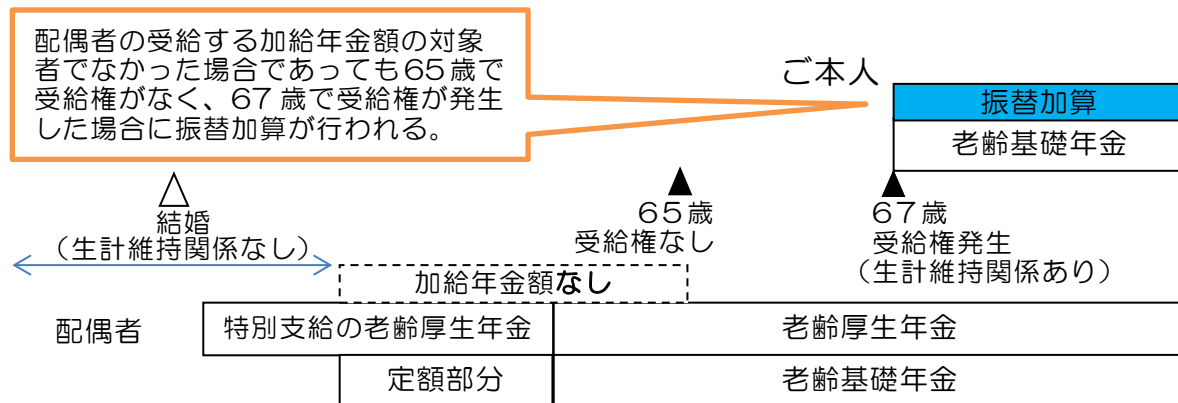
※振替加算とは

夫（妻）が受けている老齢厚生年金や障害厚生年金に加算されている加給年金額の対象者になっている妻（夫）が65歳になると、それまで夫（妻）に支給されていた加給年金額が打ち切られます。このとき妻（夫）が老齢基礎年金を受けられる場合には、一定の基準により妻（夫）自身の老齢基礎年金の額に加算がされます。

また、妻（夫）が65歳後に老齢基礎年金を受けられる場合には、一定の基準（下の囲みを参照）により妻（夫）自身の老齢基礎年金の額に加算がされます。

これを**振替加算**といいます。

【例：20年以上厚生年金保険の被保険者であった老齢厚生年金の受給者の方と結婚し、加給年金額の対象者でなかった方の老齢基礎年金の受給権が67歳で発生した場合】



### 加給年金額の対象者でなくても、65歳より後に老齢基礎年金の受給権が発生したことにより振替加算の対象となる方

65歳より後に老齢基礎年金の受給権が発生し、下記項目全てに該当される方

- ① ご本人の生年月日が大正 15 年 4 月 2 日から昭和 41 年 4 月 1 日までの方
- ② ご本人の老齢基礎年金の受給権が発生する前に、結婚されている
- ③ ご本人は下記アまたはイに該当する年金の受給権がない  
ア：20年以上の厚生年金保険の被保険者期間を計算の基礎としている老齢厚生年金  
イ：20年以上の共済組合の組合員期間を計算の基礎としている退職共済年金
- ④ ご本人に老齢基礎年金の受給権が発生した当時、一定の要件を満たす（下記ウ～カ）年金の受給権者である配偶者によって生計を維持されていた  
ウ：老齢厚生年金（20年以上厚生年金保険の被保険者である）の受給権者  
エ：退職共済年金（20年以上共済組合の組合員である）の受給権者  
オ：障害厚生年金1級又は2級の受給権者  
カ：障害共済年金1級又は2級の受給権者

### ご自身が対象者に該当するとお考えの方へ

前ページ（表面）下段の「加給年金額の対象者でなくても、65歳より後に老齢基礎年金の受給権が発生したことにより振替加算の対象となる方」に該当するとお考えの方は、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

なお、お客様に手続きに必要な書類をご用意いただくことがあります。

◎ご自身の老齢基礎年金の振替加算の受給状況に関する確認方法

年金決定通知書・支給額変更通知書の「加算額」欄をご確認ください。

(表面)

このたび、年金を決定または年金額を変更しましたので通知します。(決定・変更理由等は裏面をご確認ください)

年金の種類	年金	基礎年金番号・年金コード
-------	----	--------------

円 今後、あなたにお支払いする年金額は左の太枠内の金額になります。

(A) 厚生年金

1. 年金の計算の基礎となった加入期間の内訳 2. 年金の計算の基礎となった平均標準報酬額等の内訳

加入期間	月数	厚生年金保険の加入期間の種類	月数	平均標準報酬額 平均標準報酬月額 (円)
ア. 厚生年金保険の加入期間		ア. 平成15年3月までの期間 (ウ、及びオ、エ、を除きます)		
イ. 厚生年金保険の戦時加算期間		イ. 平成15年4月以降の期間 (エ、を除きます)		
ウ. 船員保険の戦時加算期間		ウ. 平成15年3月までの厚生年金基金期間 (キ、及びク、を除きます)		
エ. 沖縄農林期間		エ. 平成15年4月以降の厚生年金基金期間		
オ. 沖縄免除期間		オ. 昭和61年3月までの坑内員又は船員 であった期間 (キ、を除きます)		
カ. 職分割等により厚生年金の 被保険者とみなされた期間		カ. 昭和61年4月から平成3年3月までの 坑内員又は船員であった期間 (ク、を除きます)		
キ. 旧令共済組合期間		キ. 昭和61年3月までの坑内員又は船員 であった厚生年金基金期間		
		ク. 昭和61年4月から平成3年3月までの坑内員 又は船員であった厚生年金基金期間		

3. 加給年金対象者等の内訳

加給年金対象者	
遺族加算区分	
70歳(障害)	
下支え加算額表示	

(B) 国民年金(基礎年金)

年金の計算の基礎となった納付済期間等の内訳

納付済期間の 保険料	第1号期間 (国民年金加入期間) ※( )内の月数は平成21年4月以降の月数です。	第2号期間 (厚生年金・共済等加入期間)	第3号期間 (厚生年金・共済等加入者に 扶養されていた配偶者の期間)

【障害基礎・障害厚生年金の障害の状況】

障害の等級	次回診断書提出年月	診断書の種類

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に文書又は口頭で社会保険審査官(地方厚生局内)に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の原本が送付された日の翌日から起算して60日以内に社会保険審査会(厚生労働省)内に審査請求できます。なお、この決定の取消は、再審査請求の裁決を待たなくてはなりません。裁決できませんが、再審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときは、決定の執行による差し止め等を行うための緊急の必要があるとき、その決定を無効とする旨は、裁決を要するも廃止できます。この処分は、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告(代表者は法務大臣)として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

厚生労働大臣 印

(裏面)

(B) 国民年金(基礎年金)

項目	基本となる年金額 (円)	加算額 (円)	繰上げ・繰下げによる 減額・加算額 (円)	支給停止額 (円)	年金額 (円)

振替加算を受給している場合、この「加算額」欄に通知書発送当時の振替加算の額が記載されています。

項目	決定・変更年月	決定・変更理由

お問い合わせは「ねんきんダイヤル」へ!

お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。

0570-05-1165

050から始まる電話でおかけになる場合は03-6700-1165

(受付時間)  
月曜日 午前8:30～午後7:00  
火～金曜日 午前8:30～午後5:15  
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の最初の平日に午後7:00まで相談をおこないます。  
※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日は利用いただけません。

日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp>